


【助成金いろいろ】

昨年から続いている新卒者の就職内定率低下状況から、新たな助成金が創設されたり既存助成金の要件が緩和されたりと助成金制度の動きが活発になっています。

名称	概要	受給額
3年以内既卒者採用拡大奨励金	①会社が事前に職安へ「 卒業後3年以内の既卒者も応募可能な新卒求人票 」を提出し、職安紹介を通じての雇入れであること ②卒業後1年以上継続雇用されていない40歳未満の者を 正規雇用 で雇入れた場合 ③H20.3月以降に大学等を卒業後安定した就労の経験がない既卒者、またはH22年度に大学等の卒業を予定している者の雇用であること	正規雇用から6ヵ月後に 100万円 
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金	①会社が事前に職安へ「 既卒者トライアル求人票 」を提出し、職安紹介を通じての雇入れであること ②卒業後1年以上継続雇用されていない40歳未満の者を 原則3ヵ月間有期雇用 として雇入れ、その後 正規雇用 で雇入れた場合 ③H20.3月以降に大学等、 高校、中学 を卒業後安定した就労の経験がない既卒者、またはH22年度に大学等、 高校、中学 の卒業を予定している者の雇用であること	有期雇用期間(3ヵ月) 月額10万円 正規雇用から3ヵ月後 50万円
既卒者育成支援奨励金	① 成長分野(建設業、製造業、情報通信業、医療福祉など)の事業主 であること ②会社が事前に職安へ「 育成計画書 」と「 既卒者育成雇用求人 」を提出し、職安紹介を通じての雇入れであること ③卒業後1年以上継続雇用されていない40歳未満の者を 原則6ヵ月間有期雇用 として雇入れ、育成計画書に基づく 座学等 により育成した上で、正規雇用として雇入れた場合 ④H20.3月以降に大学等、 高校、中学 を卒業後安定した就労の経験がない既卒者、またはH22年度に大学等、 高校、中学 の卒業を予定している者の雇用であること	有期雇用期間(6ヵ月) 月額10万円 座学等に要した経費 月額上限5万円 正規雇用から3ヵ月後 50万円
若年者等正規雇用化特別奨励金	以下の4種類があります。 ①トライアル雇用活用型 ②直接雇用型 ③有期実習型訓練修了者雇用型 ④内定取り消し雇用型 いずれも上記3つの助成金と似たような条件があります。	正規雇用から6ヵ月後 50万円 正規雇用から1年6ヵ月後 25万円 正規雇用から2年6ヵ月後 25万円

いずれの助成金も事前に職安へ専用の求人票を提出して、それを通じて職安が紹介した人を採用した場合に受給できるタイプのものです。その他派遣労働者を直接雇用した場合最大100万円支給される「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」などもありますので、上手に活用して下さい。